

令和5年度 公文書開示（9月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R4.11.7	R5.9.1	●●との打合せ記録	67		1					1								事業者の社員名は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することできるとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
2	R5.8.22	R5.9.5	令和5年度都立高校入学者選抜における、学力検査の英語の得点とESAT-Jのスコアの相関関係について記載した文書のすべて、および、電磁的記録					1										令和5年度東京都立高等学校入学者選抜における英語学力検査とスピーキングテストの結果の相関関係を調査しておらず、対象となる文書が存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
3	R5.8.24	R5.9.6	「地理総合」の授業にあたって	1	1														都立田園調布高等学校	
4	R5.7.27	R5.9.6	主権者教育の実施状況調査 ・平成28年度集計表（様式1）東京都回答① ・平成28年度集計表（様式1）東京都回答② ・平成28年度集計表（様式1）東京都回答③	6		1									1			【学校名、記述回答欄、回答校の課程を問う設問的回答欄】 ・当該調査は文部科学省が実施している調査で、同省の方針に則り個別の学校の回答内容は公表しないことを前提としている情報であって、公にすることにより、同省からの信頼を不当に損なうことと認められるものであり、今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該調査は文部科学省が実施している調査で、同省の方針に則り個別の学校の回答内容は公表しないことを前提として各校の回答を得ていることから、当該情報が公になると学校からの信頼を不当に損なうことが認められ、今後調査を通じた実態の把握が困難になるなど、事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁指導部管理課	
5	R5.7.13	R5.9.11	・中学校英語スピーキングテスト審査委員会設置要項原議 ・中学校英語スピーキングテスト審査委員会設置要項	383	1														教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
6	R5.7.13	R5.9.11	・中学校英語スピーキングテスト最優秀事業応募者決定原議 ・中学校英語スピーキングテスト最優秀事業応募者決定報告原議 ・中学校英語スピーキングテスト事業 第1回技術審査委員会 資料 ・中学校英語スピーキングテスト第2回審査委員会開催通知 ・中学校英語スピーキングテスト第2回審査委員会配布資料 ・中学校英語スピーキングテスト第2回審査委員会採点集計表 ・中学校英語スピーキングテスト第2回審査委員会議事録	187									1	1	1			【総合点算出表の技術点、価格点、合計点】 ・当該情報は、事業応募者の事業活動上のノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） 【価格点算出表の予定基準価格及び価格点】 ・当該情報は、事業応募者の事業活動上のノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・当該情報は、事業の経理方針に関する情報であり、公にすることにより、今後の同種の事業の公正な事業者選定に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【採点集計表の点数、配点、加重及び採点者数】 ・当該情報は、内部的な審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【業者の印影及び代表者のサイン】 ・当該情報は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【見積書の内訳】 ・当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
7	R5.7.13	R5.9.11	・事業応募者提案書 ・事業応募者プレゼン資料	105			1						1					事業応募者の事業活動上のノウハウ及び内部管理に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	

令和5年度 公文書開示（9月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
8	R5.7.15	R5.9.13	・日英文化協定 ・チャリティ委員会登録証明及びチャリティ概要（英語） ・役員名簿（英語） ・組織概要 ・駐日代表略歴書	32	1														教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
9	R5.7.15	R5.9.13	・応募希望表明書 ・王立憲章及び附則（英語） ・王立憲章及び附則（日本語訳） ・全部事項証明書 ・見積書(R5.6.30) ・第二回審査委員会開催通知	86	1					1	1	1	1						教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
10	R5.7.15	R5.9.13	・法人税納税証明書 ・事業応募者提案書 ・事業応募者プレゼン資料	107		1				1		1	1						教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
11	R5.7.28	R5.9.14	・令和5年度使用教科書採択一覧（都立高等学校） ・令和5年度使用教科書の選定理由書	2225	1														教育庁指導部管理課
12	R5.8.19	R5.9.14	基本協定その1（●●）	4		1							1					【事業者の印影及びサイン】 当該情報は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
13	R5.8.19	R5.9.14	●●との間に締結した基本協定その2及び実施協定						1									請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
14	R5.9.10	R5.9.15	令和●年●月●日付「●教指管第●●号」の一部開示決定の基となった開示請求について、東京都情報公開条例第15条第1項の規定により第三者に意見書の提出の機会を与えることを知らせた文書一式。当該第三者から受けた文書一式。決裁文書等を含む。						1									請求にかかる文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課

令和5年度 公文書開示（9月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
15	R5.7.21	R5.9.19	指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会委員名簿	1	1					1									【保護者である者の「氏名】 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）であるため	教育庁人事部職員課
16	R5.7.21	R5.9.19	1. 東京都教育委員会規則「指導力不足等教員の取扱いに関する規則」において、「別に定める」とされているものにつき、「別に定め」たもの。具体的には次のア~サの各々の文書あるいは全てを網羅する部署。 ケ：第9条の2第2項				1												請求に係る公文書は作成しておらず、存在しないため	教育庁人事部職員課
17	R5.7.21	R5.9.19	・令和5年度指導力不足等教員に対する研修実施の手引き ・令和5年度指導力不足等教員に対する研修（指導力不足教員指導改善研修・指導力不足教員指導向上研修）研修実施細目	143		1					1				1				【指導力アップ研修実施要項のうち、対象者選定に関する記載】 ・当該記載は、研修受講者の選定基準に関する記載であり、公にすることにより、研修を必要とする者を適切に選定することが困難となり、今後の指導力アップ研修の実施に支障を及ぼすおそれがあるため 【令和〇年度 教育職員職務実績記録（記入方法）】 ・当該記載は、職務実績記録の記入方法に関する記載であり、公にすることにより、評価者の視点、校長等による指導・指示等の方法や流れ、職務実績記録の様態等が評価対象者となり得る者に対しても明らかとなることにより、管理職による適正な評価が妨げられ、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【観察者に関する記載】 ・当該記載は、公にすることにより、評価者個人が特定されてしまい、不当な干渉、圧力等により評価者による適正な評価が妨げられ、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【評価者、事前準備・進め方・観察者のうち一部】 ・当該記載は、公にすることにより、評価者個人が特定されてしまい、不当な干渉、圧力等により評価者による適正な評価が妨げられ、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【児童・生徒理解研修の講師に関する記載】 ・当該記載は、個人に関する情報（東京都情報公開条例第7条第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	東京都教職員研修センター
18	R5.9.7	R5.9.20	令和5年度都立高等学校入学者選抜における、各受験生の学力検査の英語の得点と当該受験生のESAT-Jのスコアの対応関係を記した文書、および、電磁的記録のすべて				1				1				1				・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・都立高等学校入学者選抜における選抜事務に関する情報であり、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
19	R5.7.24	R5.9.22	・英語スピーチングテストの不受験者得点推定について ・契約書	30	1							1		1					・都立高等学校入学者選抜における採点業務に関する情報であり、公にすることにより、公正・公平な試験が実施できず、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・業者の印影を公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課

令和5年度 公文書開示（9月決定分）